

証券コード 3917  
平成29年10月6日

株 主 各 位

東京都港区麻布台一丁目11番9号  
株式会社 アイリッジ  
代表取締役社長 小田 健太郎

## 第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年10月24日(火曜日)午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1. 日 時          | 平成29年10月25日(水曜日) 午前10時<br>(受付開始時刻は、午前9時30分を予定しております。) |
| 2. 場 所          | 東京都港区海岸一丁目16番2号<br>ホテルインターコンチネンタル東京ベイ 5階 メイフェア        |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 第9期(平成28年8月1日から平成29年7月31日まで)<br>事業報告及び計算書類報告の件        |
| 決 議 事 項<br>議 案  | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件                            |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

定時株主総会終了後、経営説明会の開催を予定しておりますので、引き続きご参加いただきますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://iridge.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載していません。

なお、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類には、本提供書面記載のもののほか、この株主資本等変動計算書及び個別注記表として表示すべき事項も含まれています。

株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://iridge.jp>) に掲載させていただきます。

## (提供書面)

# 事業報告

(平成28年8月1日から  
平成29年7月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善により、緩やかな回復基調が続いておりますが、アメリカの政策運営に関する不確実性の影響、中東や東アジアにおける地政学リスクの高まり等、先行きは不透明な状況です。

当社はスマートフォン等をプラットフォームとしたO2O支援(注1)を企業向けに行っておりますが、企業のO2Oへの取り組みは強化されています。

インフラ環境といたしましては、平成28年末時点でスマートフォンを保有する個人の割合は56.8%を占め(前年比3.7ポイント増)、また、スマートフォンによるインターネットへのアクセスは、13~49歳の各年齢階層でパソコンによるアクセスを上回っており(注2)、当社のスマートフォンを活用したO2O関連事業の後押しになっています。

このような環境の中、当社のpopinfoを搭載したスマートフォンアプリの利用ユーザー数(注3)は、平成29年6月に6,500万ユーザーを超え、順調に推移しております。また、顧客やユーザーのニーズはますます高まっており、既存取引先の継続支援、新規受注の両面から、顧客層の拡大が進んでいる状況です。

この結果、売上高は1,493,352千円(前事業年度比21.4%増)、営業利益は210,773千円(同54.0%増)、経常利益は211,539千円(同53.9%増)、当期純利益は151,558千円(同64.4%増)となりました。

(注1) O2O(オンラインtoオフライン)とは、消費者にインターネット(オンライン)上のwebサイトやアプリを通じて情報を提供し、実店舗(オフライン)への集客や販売促進に繋げることをいいます。

(注2) 出典：総務省「平成28年通信利用動向調査」

(注3) 利用ユーザー数とは、ユーザー数のカウント時点において、プッシュ通知の配信に同意しているユーザー数を指し、アプリごとにカウントしています。

当社は、〇2〇関連事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

そのため、以下では販売実績をサービス別に示しております。当社では「〇2〇関連」の販売実績を（月額報酬）と（アプリ開発、コンサル等）に区分しております。

| サービスの名称     | 前事業年度<br>(自 平成27年 8月1日<br>至 平成28年 7月31日) |            | 当事業年度<br>(自 平成28年 8月1日<br>至 平成29年 7月31日) |            |                 |
|-------------|------------------------------------------|------------|------------------------------------------|------------|-----------------|
|             | 販売高<br>(千円)                              | 構成比<br>(%) | 販売高<br>(千円)                              | 構成比<br>(%) | 前事業年度比<br>増減(%) |
| 〇2〇関連       | 1,230,142                                | 100.0      | 1,493,352                                | 100.0      | 21.4            |
| 月額報酬        | 295,913                                  | 24.1       | 484,896                                  | 32.5       | 63.9            |
| アプリ開発、コンサル等 | 934,229                                  | 75.9       | 1,008,456                                | 67.5       | 7.9             |

月額報酬は、

- a. popinfoのサービス利用料（利用ユーザー数に応じた従量制）
- b. アプリのシステム保守料等

から構成されております。

アプリ開発、コンサル等は主に、

- a. アプリの企画・開発に伴う収入
- b. アプリマーケティングに伴う収入

から構成されております。

当事業年度の販売高は1,493,352千円（前事業年度比21.4%増）、内訳として、月額報酬は484,896千円（同63.9%増）、アプリ開発、コンサル等は1,008,456千円（同7.9%増）となり、順調に成長しております。

月額報酬については、popinfoを搭載した新規アプリのリリースや、継続取引先のユーザー数の拡大により、ストック型の安定収益の積み上げに努めた結果、大幅な増収となりました。

また、アプリ開発、コンサル等については、大型案件及び継続した顧客深耕が増収に寄与いたしました。

当社の開発・提供するアプリは、企業とユーザーを繋ぐ企業の顔（企業の基幹メディア）に位置付けられます。そのため、アプリの初期開発・リリース後もアプリ内企画や機能追加等を継続的に実施し、企業・ユーザー間のコミュニケーションの活性化を図ることが重要となります。

当社では、月額報酬を着実に積み上げるとともに、popinfoを組み込んだアプリ開発を入口に、効果的な〇2〇を実現するための提案・開発を継続的に実施し、安定した収益の確保に繋げております。

なお、当事業年度において、popinfoを搭載したスマートフォンアプリの利用ユーザー数は、約2,200万ユーザー増加しております。

## ② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は72,257千円であります。その主なものは、〇2〇関連サービスに係るソフトウェア開発であります。なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

## ③ 資金調達の状況

当事業年度において、新株予約権の行使に伴い、14,800株の新株式を発行し、7,590千円の資金を調達しております。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                    | 第 6 期      | 第 7 期      | 第 8 期      | 第 9 期                 |
|------------------------|------------|------------|------------|-----------------------|
|                        | (平成26年7月期) | (平成27年7月期) | (平成28年7月期) | (当事業年度)<br>(平成29年7月期) |
| 売 上 高 (千円)             | 478,860    | 744,818    | 1,230,142  | 1,493,352             |
| 経 常 利 益 (千円)           | 27,704     | 108,040    | 137,426    | 211,539               |
| 当 期 純 利 益 (千円)         | 17,567     | 72,343     | 92,197     | 151,558               |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円) | 3.70       | 14.72      | 16.79      | 27.48                 |
| 総 資 産 (千円)             | 478,301    | 965,602    | 1,093,237  | 1,317,293             |
| 純 資 産 (千円)             | 392,426    | 795,418    | 890,395    | 1,049,431             |
| 1 株 当 たり 純 資 産 (円)     | 29.13      | 144.91     | 161.73     | 189.64                |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、平成27年3月26日付で株式1株につき99株の株式無償割当、平成29年5月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式無償割当及び株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

スマートフォンの普及により、消費者は時間や場所を選ばずインターネットに接続できる環境が整備されました。足元では、スマートフォンからのインターネットの利用は、50歳未満の年齢層では既にパソコンを上回っており、50歳以上の年齢層においても、着実に増えてきています（注1）。

これに伴い、企業のスマートフォンを活用したマーケティング（以下「スマートフォン・マーケティング」）への取り組みは活発化しており、今後もその傾向は継続するものと考えております。

このような事業環境の中、当社が安定した成長を続けていくためには、当社の強みである「豊富な実績とノウハウ」、「スマートフォン・マーケティングを行ううえで、企画から開発に至る一貫したサービス提供体制」、「柔軟な開発力」を活かし、O2O事業を進化させるとともに、新規事業・サービスを創出、育成していくことにより、収益基盤を拡大・多様化していく必要があると認識しております。

当社は上記内容を踏まえ、以下の事項に重点的に取り組んでまいります。

##### ① O2O事業の進化

O2Oアプリの浸透、定着化を背景に、顧客の機能や効果に対する期待度も高度化の傾向が見られます。

当社といたしましては、今後の更なる価値の提供と成長のため、「より効果の高いスマートフォン・マーケティング」をテーマとして掲げ、必要な機能の整備、サービスラインナップの強化を図ってまいります。あわせて、より効果を高めるための取り組みの一環として、サービス提供範囲を運用・グロースハック（注2）、戦略・コンサル領域に広げ、顧客やユーザーとの接点を拡大してまいります。

また、顧客層拡大のため、新規顧客開拓についても継続的に取り組んでまいります。

##### ② 新規事業・サービスの創出・育成

収益基盤を拡大・多様化していくためには、新たな事業・サービスを創出（企画・開発）し、育成していくことが重要と考えています。

特に、当社が得意とするスマートフォン領域においては、スマートフォンの普及に伴い、金融をはじめ、様々なシーンで新たな事業機会の可能性が広がっています。

当社では、電子地域通貨のプラットフォームの提供等をはじめ、いくつかの事業・サービスの創出を進めており、今後とも事業機会を着実に捉え、継続して創出を行っていくとともに、それらの育成に取り組んでまいります。

### ③ 優秀な人材の確保

インターネット関連業界の技術革新のスピードは非常に早く、既存サービスの機能向上はもとより、新技術に速やかに対応していく必要があります。このためには、高いスキルを持った人材の確保・定着と育成を図ることが重要な課題であると認識しております。この課題に対応するため、働きやすい職場環境の構築、モチベーション向上に繋がる人事制度の構築に努め、優秀な人材の確保・定着を図るとともに、各種教育研修の拡充により人材の育成を進めてまいります。

### ④ システムの安定的な稼働

当社は、インターネット通信を利用したサービス提供を中心としており、システムの安定的な稼働が重要な課題であると認識しております。これまでも、サービスの拡大やpopinfoを搭載したアプリ数、利用者数、データ量の増加に合わせ、安定的な稼働のための対策を講じてまいりましたが、引き続き、現行システムの改善に努めるとともに、長期的な視点に立ったシステム強化に取り組んでまいります。

### ⑤ 組織体制の強化

当社は、これまで事業規模に見合った組織体制を構築してまいりましたが、今後の業容拡大に伴い、組織体制の強化が課題であると認識しております。今後とも、事業規模に応じた管理体制の整備を行い、会社・事業の成長を支える組織体制の強化に努めてまいります。

### ⑥ 国内外の提携等による事業成長の加速

当社は、事業成長を加速するため、国内外の提携等が有力な手段の一つであり、上記①～③についても、当社単独よりも、提携等を有効活用することにより、早期にかつ効率的に進めることが可能と考えております。なお、提携等を実施するにあたっては、当社が既に有するサービス、技術、人材等とのシナジーを慎重に検討したうえで取り組んでまいります。

(注1) 出典：総務省「平成28年通信利用動向調査」

(注2) グロースハック (Growth Hack) とは、開発やサービスの開始後も、継続的にデータやユーザーの声を分析・検証し、改善を図り、ユーザー数やサービスの質を成長させていくこと。

(5) **主要な事業内容** (平成29年7月31日現在)

| 事業区分    | 主要なサービス・製品                                                                                                                                             |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 〇2〇関連事業 | <ul style="list-style-type: none"><li>・スマートフォンをプラットフォームとした〇2〇ソリューションpopinfoの提供</li><li>・スマートフォンアプリの企画・開発・運用</li><li>・集客・販売促進等のマーケティング企画・運用支援</li></ul> |

(6) **主要な事業所** (平成29年7月31日現在)

|    |       |
|----|-------|
| 本社 | 東京都港区 |
|----|-------|

(7) **従業員の状況** (平成29年7月31日現在)

当社の事業は〇2〇関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

| 従業員数     | 前事業年度末比増減  | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|------------|-------|--------|
| 66 (1) 名 | 7名増 (増減なし) | 34.3歳 | 2.4年   |

(注) 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向を除き、社外から当社への出向を含む。) であり、臨時雇用者数 (アルバイト、パートタイマー、派遣社員を含む。) の最近1年間の平均雇用人員を ( ) 外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (平成29年7月31日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（平成29年7月31日現在）

### (1) 発行可能株式総数 19,000,000株

(注) 平成29年5月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、発行可能株式総数は9,500,000株増加しております。

### (2) 発行済株式の総数 5,533,800株

(注) 1. 株式分割（1株を2株に分割）の実施により、発行済株式の総数は2,766,200株増加しております。

2. 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は14,800株増加しております。

### (3) 株主数 2,772名

### (4) 大株主（上位10名）

| 株主名                                                   | 持株数        | 持株比率   |
|-------------------------------------------------------|------------|--------|
| 小田健太郎                                                 | 2,440,000株 | 44.09% |
| 株式会社クレディセゾン                                           | 540,000    | 9.76   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）                             | 308,200    | 5.57   |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                               | 196,800    | 3.56   |
| 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ                                      | 130,000    | 2.35   |
| 京セラコミュニケーションシステム株式会社                                  | 66,000     | 1.19   |
| 野村信託銀行株式会社（投信口）                                       | 60,800     | 1.10   |
| BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS MILM FE | 47,059     | 0.85   |
| 楽天証券株式会社                                              | 38,900     | 0.70   |
| アイリッジ従業員持株会                                           | 34,000     | 0.61   |

(注) 持株比率は自己株式（47株）を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として  
 交付された新株予約権の状況

|                        | 第 2 回 新株予約権                               | 第 3 回 新株予約権                                        |
|------------------------|-------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              | 平成24年5月25日                                | 平成25年10月25日                                        |
| 新 株 予 約 権 の 数          | 30個                                       | 170個                                               |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式 6,000株<br>(新株予約権1個につき200株)           | 普通株式 34,000株<br>(新株予約権1個につき200株)                   |
| 新株予約権の払込金額             | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                       | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                                |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり<br>21,000円<br>(1株当たり 105円)     | 新株予約権1個当たり<br>38,000円<br>(1株当たり 190円)              |
| 権 利 行 使 期 間            | 平成26年6月1日から<br>平成34年3月31日まで               | 平成27年11月14日から<br>平成35年9月13日まで                      |
| 行 使 の 条 件              | (注) 1.                                    | (注) 2.                                             |
| 役 員 の 保 有 状 況          | 取締役<br>(監査等委員及び社外取締役を除く)                  |                                                    |
|                        | 新株予約権の数 30個<br>目的となる株式数 6,000株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 170個<br>目的となる株式数 34,000株<br>保有者数 2名 (注) 3. |

|                        | 第 4 回新株予約権                           | 第 5 回新株予約権                                  |                                                |
|------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 発行決議日                  | 平成26年4月11日                           | 平成27年2月13日                                  |                                                |
| 新株予約権の数                | 200個                                 | 378個                                        |                                                |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式 40,000株<br>(新株予約権1個につき200株)     | 普通株式 75,600株<br>(新株予約権1個につき200株)            |                                                |
| 新株予約権の払込金額             | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                  | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                         |                                                |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり<br>38,000円<br>(1株当たり190円) | 新株予約権1個当たり<br>100,000円<br>(1株当たり500円)       |                                                |
| 権利行使期間                 | 平成28年5月1日から<br>平成36年2月29日まで          | 平成29年2月27日から<br>平成36年12月26日まで               |                                                |
| 行使の条件                  | (注) 2.                               | (注) 2.                                      |                                                |
| 役員<br>の<br>保有状況        | 取締役<br>(監査等委員及び<br>社外取締役を除く)         | 新株予約権の数 200個<br>目的となる株式数 40,000株<br>保有者数 2名 | 新株予約権の数 370個<br>目的となる株式数 74,000株<br>保有者数 2名    |
|                        | 取締役<br>(監査等委員)                       | 新株予約権の数 1個<br>目的となる株式数 1株<br>保有者数 1名        | 新株予約権の数 8個<br>目的となる株式数 1,600株<br>保有者数 1名(注) 4. |

(注) 1. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

- ・新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員及び子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有していることとします。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
  - ・新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとします。
  - ・新株予約権者は、「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できないものとします。
2. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。
- ・新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、もしくは顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との関係で委任、請負等の継続的な契約関係にある者のいずれかの地位を保有していることとします。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
  - ・新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとします。
  - ・新株予約権者は、「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できないものとします。
3. 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

4. 取締役（監査等委員）1名に付与している新株予約権は、当社監査役の地位にあったときに付与されたものであります。
5. 平成29年5月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役 の 状況 (平成29年7月31日現在)

| 会社における位 地        | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                            |
|------------------|---------|-------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長          | 小 田 健太郎 |                                                                         |
| 取 締 役            | 黒 瀬 翼   | COO兼セールス&マーケティンググループ長                                                   |
| 取 締 役            | 英 一 樹   | CFO兼管理グループ長                                                             |
| 取 締 役            | 踊 契 三   | 株式会社デジタルガレージ 取締役<br>株式会社イーコンテクスト 代表取締役社長                                |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 染 原 友 博 | 染原公認会計士・税理士事務所<br>ビットバンク株式会社 監査役                                        |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 有 賀 貞 一 | AITコンサルティング株式会社 代表取締役<br>株式会社リアルワールド 取締役会長                              |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 隈 元 慶 幸 | 堀総合法律事務所 所属弁護士<br>株式会社パソナ 社外監査役<br>小倉クラッチ株式会社 社外監査役<br>株式会社オルトプラス 社外監査役 |

- (注) 1. 取締役踊契三氏、取締役(監査等委員)染原友博氏、有賀貞一氏及び隈元慶幸氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)染原友博氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 当社は、取締役(監査等委員)染原友博氏、有賀貞一氏及び隈元慶幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 平成28年10月25日開催の第8回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、監査役谷真理子氏、隈元慶幸氏及び高橋智氏は退任し、このうち、隈元慶幸氏が取締役(監査等委員)に就任いたしました。また、取締役有賀貞一氏が退任し、取締役(監査等委員)に就任いたしました。
6. 平成28年10月25日開催の第8回定時株主総会において、新たに染原友博氏は取締役(監査等委員)に選任され、就任いたしました。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役踊契三氏及び各取締役(監査等委員)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を

締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等

| 区 分                        | 員 数       | 報 酬 等 の 額           |
|----------------------------|-----------|---------------------|
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 4名<br>(1) | 39,105千円<br>(1,305) |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 3<br>(3)  | 10,350<br>(10,350)  |
| 監 査 役<br>（うち社外監査役）         | 3<br>(3)  | 2,700<br>(2,700)    |
| 合 計<br>（うち社外役員）            | 8<br>(5)  | 52,155<br>(14,355)  |

- (注) 1. 上記には、平成28年10月25日開催の第8回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名（うち社外監査役2名）を含んでおります。なお当社は、平成28年10月25日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額は、株主総会で決議された限度額の範囲内において、取締役会で承認された方法に基づき決定しております。
4. 取締役（監査等委員）の報酬等の額は、株主総会で決議された限度額の範囲内において、取締役（監査等委員）の協議により決定しております。
5. 監査役の報酬等の額は、株主総会で決議された限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

### (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・社外役員に関する他の法人等の重要な兼職の状況については、前頁の「(1)取締役の状況（平成29年7月31日現在）」に記載のとおりであります。
  - ・取締役踊契三氏  
当社と株式会社デジタルガレージ及び株式会社イーコンテクストとは、アプリ開発及び運用において取引関係があります。
  - ・取締役（監査等委員）染原友博氏  
当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

- ・取締役（監査等委員）有賀貞一氏  
当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）隈元慶幸氏  
当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|                       | 出席状況及び発言状況                                                                                                                                             |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>踊 契 三          | 当事業年度に開催された取締役会21回のうち、20回に出席しております。<br>主に上場会社での会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、発言を行っております。                                                                     |
| 取締役（監査等委員）<br>染 原 友 博 | 平成28年10月25日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会16回、監査等委員会10回の全てに出席しております。<br>主に公認会計士としての専門的見地から、財務・会計等に関する発言を行っております。                                                 |
| 取締役（監査等委員）<br>有 賀 貞 一 | 当事業年度に開催された取締役会21回、監査等委員会10回の全てに出席しております。<br>主に上場会社での会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、発言を行っております。                                                               |
| 取締役（監査等委員）<br>隈 元 慶 幸 | 当事業年度に開催された取締役会21回のうち、監査役として5回、監査等委員として16回出席しております。また、当事業年度に開催された監査役会3回、監査等委員会10回の全てに出席しております。<br>主に弁護士としての専門的見地から、企業法務・コンプライアンス・ガバナンス等に関する発言を行っております。 |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 13,500千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 13,500千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容や前事業年度の監査の実績等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の決議をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況等を総合的に勘案し、必要と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ) コンプライアンス体制の基盤となる「倫理規程」を定め、全ての役員は職務の執行にあたって関係法令、社会規範及び社内諸規程等を遵守することを徹底する。
  - ロ) 法令違反行為を早期に発見、是正するため、これらの行為を発見した場合に会社へ情報提供するための内部通報体制を構築する。
  - ハ) 取締役会は、法令、定款及び社内諸規程に基づき、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
- ニ) 職務執行が法令、定款及び社内諸規程に適合することを確保するため、内部監査担当が内部監査を実施する。
- ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
  - イ) 取締役会の議事録、並びに稟議書その他取締役の職務執行に係る重要な書類については、法令及び文書管理規程の定めに基づき適切に管理する。
  - ロ) 取締役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ) 損失の危険に対処するため、社内諸規程を整備し、適宜適切に見直しを行う。
  - ロ) 取締役会、経営会議等において、業務執行に関わる重要な情報の共有を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。
  - ハ) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を責任者として、全社的な対策を検討する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - イ) 取締役会は原則として毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。

- ロ) 職務執行に関する権限及び責任は、業務分掌規程、組織規程、職務権限規程等において明文化し、適宜適切に見直しを行う。
  - ハ) 業務管理については、事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化し、月次決算において達成状況を確認・検証し、その対策を立案・実行する。
- ⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ) 監査等委員会が職務遂行について補助すべき使用人を求めた場合、必要な人員を配置する。
  - ロ) 当該使用人は、監査補助業務については、監査等委員会の指揮命令に従い、人事考課、異動等については監査等委員会の同意を受けたうえで決定することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。
- ⑥ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、監査等委員会に対して当該事実に関する事項を速やかに報告する。
  - ロ) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会の要請に応じて、職務執行の状況等について速やかに報告する。
  - ハ) 報告を行った者が、監査等委員会への報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。
- ⑦ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ) 監査等委員がその職務の執行にあたり生じた費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

ロ) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員が取締役会その他重要な意思決定の過程及び職務執行の状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備する。

ハ) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員が会計監査人及び内部監査人と面談できる環境、必要に応じて意見交換等を行える環境を整備する。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制が有効に行われる体制を構築し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

⑨ 反社会的勢力を排除するための体制

反社会的勢力対応規程において基本方針を定め、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。また、不当な要求等を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応し、いかなる場合においても、反社会的勢力との取引を行わず、金銭その他の経済的利益を提供しない。

(2) 業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は21回開催し、各議案についての審議、職務執行の状況等の監督を行い、経営判断及び監督の実効性を担保しております。

職務執行に関する権限及び責任は、業務分掌規程、組織規程、職務権限規程、稟議規程等において、意思決定手順を明確に定めるとともに、稟議決裁制度を電子化し、迅速・効率的な職務執行体制を構築しております。

また、内部監査において、各部門の職務執行の状況等が確認され、必要に応じて改善を図っております。

② リスク管理体制、コンプライアンス体制

取締役会のほか、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員、執行役員で構成する経営会議にて業務執行に関わる重要な情報を共

有し、リスクの早期発見と未然防止に努めております。

また、法令遵守体制の構築を目的として倫理規程を定め、社内研修を実施する等により、役職員の関係法令、社会規範及び社内諸規程等の遵守、浸透を図っております。あわせて内部通報規程を制定し、社内における不正行為等を早期に発見し、コンプライアンス経営の強化を図る体制としております。

③ 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保

監査等委員会は監査等委員3名（うち社外取締役3名）で構成されております。監査等委員会は10回開催し、各監査等委員の監査実施状況の報告や監査等委員間の協議等を行っております。

また、監査等委員は、役職員、内部監査担当者及び会計監査人とそれぞれ定期的に会合し、コンプライアンスや内部統制の整備状況などについて意見交換を実施しております。

④ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社では事業の成長、企業規模に応じた有効な内部統制を整備・運用するため、内部統制に関する評価範囲等の見直しを毎年行っております。また、その評価結果については代表取締役社長に報告されております。

⑤ 反社会的勢力を排除するための体制

当社の反社会的勢力排除体制は、所管を管理グループとし、特殊暴力防止対策連合会などの外部機関との協力体制を整備しております。

また、契約書等に反社会的勢力排除に関する記載を盛り込むとともに、役職員に対して研修・教育を行うことで、反社会的勢力排除についての意識徹底に努めております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しておりますが、当社は成長過程にあるため、人材確保・育成、サービス強化のための投資、営業強化のための広告宣伝や販売促進、その他成長投資に対して迅速に対応することが重要であると考えております。そのため、現在まで配当を実施しておらず、今後

においても当面はこれら成長投資に備え、内部留保の充実を図る方針であります。

将来的には、財政状態及び経営成績、事業展開に備える内部留保とのバランスを勘案し、株主への利益還元を検討してまいります。配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

また、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当に関する事項は取締役会の決議により定める旨、期末配当は7月31日、中間配当は1月31日を基準日とし、その他基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めておりますが、当社が剰余金の配当を実施する場合には、期末配当の年1回を基本的な方針としております。

## 貸借対照表

(平成29年7月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>  |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,149,202</b> | <b>流動負債</b>    | <b>254,862</b>   |
| 現金及び預金          | 891,245          | 買掛金            | 81,437           |
| 売掛金             | 202,437          | 未払金            | 11,668           |
| 仕掛品             | 21,438           | 未払費用           | 21,492           |
| 前払費用            | 9,008            | 未払法人税等         | 49,872           |
| 繰延税金資産          | 22,557           | 未払消費税等         | 25,794           |
| その他             | 2,515            | 前受金            | 3,589            |
| <b>固定資産</b>     | <b>168,090</b>   | 預り金            | 3,955            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>2,968</b>     | 賞与引当金          | 57,050           |
| 建物              | 2,510            | <b>固定負債</b>    | <b>12,999</b>    |
| 工具、器具及び備品       | 457              | 資産除去債務         | 12,999           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>112,214</b>   | <b>負債合計</b>    | <b>267,861</b>   |
| 商標権             | 168              | <b>(純資産の部)</b> |                  |
| ソフトウェア          | 90,036           | <b>株主資本</b>    | <b>1,049,431</b> |
| ソフトウェア仮勘定       | 22,008           | 資本金            | 362,129          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>52,907</b>    | 資本剰余金          | 355,129          |
| 敷金及び保証金         | 35,337           | 資本準備金          | 355,129          |
| 繰延税金資産          | 17,569           | <b>利益剰余金</b>   | <b>332,285</b>   |
| <b>資産合計</b>     | <b>1,317,293</b> | その他利益剰余金       | 332,285          |
|                 |                  | 繰越利益剰余金        | 332,285          |
|                 |                  | <b>自己株式</b>    | <b>△112</b>      |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>   | <b>1,049,431</b> |
|                 |                  | <b>負債純資産合計</b> | <b>1,317,293</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(平成28年 8 月 1 日から  
平成29年 7 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金       | 額         |
|-----------------|---------|-----------|
| 売 上 高           |         | 1,493,352 |
| 売 上 原 価         |         | 925,065   |
| 売 上 総 利 益       |         | 568,287   |
| 販売費及び一般管理費      |         | 357,514   |
| 営 業 利 益         |         | 210,773   |
| 営 業 外 収 益       |         |           |
| 受 取 利 息         | 7       |           |
| 雑 収 入           | 759     | 766       |
| 経 常 利 益         |         | 211,539   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 |         | 211,539   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 70,970  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額   | △10,988 | 59,981    |
| 当 期 純 利 益       |         | 151,558   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年9月8日

株式会社アイリッジ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉村孝郎 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山本恭仁子 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイリッジの平成28年8月1日から平成29年7月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年8月1日から平成29年7月31日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年9月15日

株式会社アイリッジ 監査等委員会

監査等委員 染原友博 ㊞

監査等委員 有賀貞一 ㊞

監査等委員 隈元慶幸 ㊞

- (注) 1. 監査等委員染原友博、有賀貞一及び隈元慶幸は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
2. 当社は、平成28年10月25日開催の第8回定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。平成28年7月1日から上記株主総会終結時までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以上

## 株主総会参考書類

**議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件  
 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)               | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                  | 所有する社<br>当株式の数 |
|-------|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | 小田健太郎<br>(昭和50年6月23日)      | 平成11年4月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ入社<br>平成16年8月 ボストンコンサルティンググループ入社<br>平成20年8月 当社設立 代表取締役社長（現任）                                           | 2,440,000株     |
| 2     | 黒瀬翼<br>(昭和55年3月18日)        | 平成14年4月 株式会社エイチ・アイ・エス入社<br>平成21年12月 株式会社ガプスモバイル取締役<br>平成23年10月 当社取締役COO兼セールス&マーケティンググループ長（現任）                                  | 2,000株         |
| 3     | 英一樹<br>(昭和53年12月30日)       | 平成15年4月 公認会計士登録<br>平成15年10月 野村証券株式会社入社<br>平成25年10月 当社入社<br>平成26年4月 当社取締役CFO兼管理グループ長（現任）                                        | 2,000株         |
| 4     | ※<br>梅元建次郎<br>(昭和52年1月20日) | 平成11年4月 株式会社ビジネスプレイン太田昭和入社<br>平成13年6月 デロイトトーマツコンサルティング株式会社（現アビームコンサルティング株式会社）入社<br>平成25年4月 当社入社<br>平成25年10月 当社執行役員兼開発グループ長（現任） | 5,700株         |

| 候補者<br>番号 | よ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する社<br>株式の数 |
|-----------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 5         | おどり けい ぞう<br>踊 契 三<br>(昭和45年5月10日) | 平成17年6月 株式会社フェイス取締役<br>平成22年9月 株式会社デジタルガレージ取締<br>役(現任)<br>平成24年4月 ベリトランス株式会社取締役<br>(現任)<br>平成25年10月 株式会社イーコンテクト代表<br>取締役社長(現任)<br>平成27年10月 当社社外取締役(現任)<br>平成28年7月 株式会社DG Daiwa Ventures<br>代表取締役(現任)<br>平成28年8月 株式会社DK Media代表取締役<br>(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社デジタルガレージ取締役<br>株式会社イーコンテクト代表取締役社長 | -             |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 梅元建次朗氏の所有する当社株式の数は、従業員持株会における本人持分を含めて記載しております。
3. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。なお、踊契三氏は株式会社デジタルガレージの取締役及び株式会社イーコンテクトの代表取締役であり、両社と当社とは取引関係にありますが、両社との取引条件は一般取引先と同様であり、取引の性質に照らして、当社との間には特別な関係はありません。
4. 踊契三氏は、社外取締役候補者であります。
5. 踊契三氏を社外取締役候補者とした理由は、事業会社でのビジネス経験、経営経験に基づき、実践的な視点から当社の経営に活かしていただけると判断したものであります。
6. 踊契三氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
7. 当社と踊契三氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。また、同氏の選任が承認された場合には、同様の契約を継続する予定であります。

以 上

メ 毛

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

